

第24期 第23回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和4年5月27日

伊予市農業委員会

第 2 4 期

第 2 3 回定例農業委員会総会議事録

令和 4 年 5 月 2 7 日（金）午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 2 3 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 6 名
農地利用最適化推進委員	2 名
事務局	局長
	次長
	係長
	係長

議事日程

第 1	議案第 110 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	3 件
	議案第 111 号	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について	2 件
	議案第 112 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	1 件
	議案第 113 号	非農地証明願いについて	1 件
	議案第 114 号	伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（除外）	2 件
	議案第 115 号	令和 4 年度農用地利用集積計画（第 1 号）について	1 件
第 2	報告第 41 号	農地法第 5 条の規定に基づく届出について	2 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第23回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

御着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号15番 ●●委員、16番 ●●委員、17番 より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして藤岡会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。12番 ●●委員、13番 ●●委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議案第110号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。事務局の説明をお願いします。

番号1、番号2については、関連性がありますので、一括で事務局の説明をお願いします。

事務局

1番（●●委員）

譲渡人	米湊	●●	さん
譲受人	宮下	●●	さん
申請地	下三谷●●	畑	●●㎡
譲受人の耕作面積	●●	㎡	
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農作業困難		
権利の種類	贈与による所有権移転		

2番（●●委員）

貸出人	上三谷	●●	さん
借受人	宮下	●●	さん
申請地	下三谷●●	田	●●㎡

申請理由 (借受人) 経営規模拡大
(貸出人) 農地管理困難

権利の種類 3年間の使用貸借権設定

譲受人の経営状況は、事前送付しています、議案説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号1、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●推進委員

特段の問題はありません。ご検討の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。それでは番号1、番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1、番号2について承認いたします。
続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

3番 (●●委員)

譲渡人 米湊 ●● さん
譲受人 双海町串 ●● さん
申請地 双海町串●● 田 ●●m²
譲受人の耕作面積 ●●m²
申請理由 (譲受人) 経営規模拡大
(譲渡人) 農作業困難

権利の種類 贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、事前送付しています、議案説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号3について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●推進委員

伊予市米湊にお住いの●●さんは、ご主人が亡くなり、水田の管理が困難となったことによるものです。隣接する●●に贈与し、所有権を移転する旨の申請でございます。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。それでは番号3につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。

議案第111号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について

農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達した
いから農業委員会の意見を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

1番(●●委員)

申請人・土地所有者 伊予市上三谷 ●●(●●歳) 土地の所在地は、伊予市上三谷●●
●●他2筆 地目は田、登記面積は合計●●m² 転用目的は宅地で、転用面積は同じく●●

m²です。

議案説明書の2ページ上段をご覧ください。なお、申請地説明図は2ページから5ページとなりますので、併せてご確認ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、2年前に、従前より庭及び駐車場として利用していた、住戸に隣接する実母の土地を相続したところ、当該土地が農地であったことを知り、引き続き庭及び駐車場として利用するため転用申請に至ったものです。

申請地は上三谷●●に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

なお、この件はやむを得ない事情があったものの違反転用事案に該当し、中予地方局へ事前相談を行い、是正追認の取扱いを行うべく、転用許可申請を提出するよう指示があったため、違反転用事案報告とともに進達するものです。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

議案説明書と重複いたしますが、今回の所在地は農地であり、駐車場及び庭として転用申請されたものであります。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。それでは番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。

続いて、番号2について、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番(●●委員)

申請人・土地所有者 東京都練馬区 ●●(●●歳)、松前町 ●●(●●歳)、土地の所在地は尾崎●●他2筆、地目は畑、登記面積は合計●●㎡、転用目的は貸露天駐車場で、転用面積は同じく●●㎡です。

議案説明書は同じく2ページの下段をご覧ください。なお、申請地説明図は6ページから9ページとなりますので、併せてご確認ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、申請人はいずれも高齢で遠隔地に居住しており、今後、農地として利用することが困難であったところ、申請地周辺住民から駐車場開設の要望があったため転用申請に至ったものです。申請地は尾崎に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

また、本日御欠席ではありますが、●●委員からは、当該農地は以前より荒廃化が進み、所有者による管理の問題があったが、今回の転用に係る計画により地元との協議も円滑に進んだため、特段の意見なしとのご報告を受けておりますので申し添えます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

委員

この露天駐車場は、隣接するお店の従業員さんのための駐車場でしょうか。

事務局

従業員の駐車場であるかどうかは不明ですが、隣接するお店の来客者用駐車場ではないということで、6台の駐車スペースのうち3台以上、当該駐車場の契約の意思が示されているということで、申請書に併せて書類が提出されております。

委員

東側の出入口は車が抜けられるのでしょうか。

事務局

現在は水路に橋がかかっていない状態ですが、グレーチングで整備をするということをしております。

議長

よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

議案第112号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について

農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

1番(●●委員)

譲渡人は、下三谷 ●● (●●歳)、譲受人は、松山市●● ●● (●●歳)、土地の所在地は下三谷●●、地目は田、登記面積は●●㎡、転用目的は分家住宅で、転用面積は同じく●●㎡です。

議案説明書は3ページをご覧ください。なお、申請地説明図は10ページから13ページとなりますので、併せてご確認ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、譲渡人の長男である譲受人は、現在、借家住まいが手狭になったことや、実家の農地管理・耕作にこれまで以上に従事しながら、将来的に両親の世話をすることを踏まえ、分家住宅を建設するための用地を確保するため、転用申請に至ったものです。申請地は下三谷に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、議案第112号について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲受人の●●さんは、年齢的にも若く、将来、面積を拡大して農業をしていきたいということでございます。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。議案第 112 号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第 112 号について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第 112 号について承認いたします。

議案第 113 号 非農地証明願について

議案第 113 号 農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の判断について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 113 号の 1 申出人は、松前町●●、土地の所在地は双海町大久保●●、地目は田、登記面積は●●㎡、非農地への転用です。

議案説明書は 4 ページをご覧ください。なお、申請地説明図は 14 ページから 17 ページとなりますので、併せてご確認ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、申請地面積●●㎡の大部分が急傾斜地であり、また、それ以外の部分も長年に渡り高木が繁茂しており、耕作が困難な状態であるため、山林とすべく願出たもので、県の定める非農地判断の基準に該当することを確認済です。

また、本日御欠席ではありますが、●●委員からは、従来から山林の様相を呈しており、周辺農地への影響もないことから、特段の意見なしとのご報告を受けておりますので、申し添えます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、議案第 113 号について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

議長

ありがとうございます。議案第 113 号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第 113 号について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第 113 号について承認いたします。

議案第 114 号 伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第 114 号 伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 4 第 1 項第 2 7 号イ及び第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1 番 (●●委員)

申出人は、稲荷 ●● (●●歳)、土地の所有者及び所在地は、大洲市長浜町●● (●●歳)、稲荷●●、地目は田、計画変更に係る登記面積は●●㎡のうち●●㎡、農家住宅の一体利用地としての進入路として利用するための計画変更となります。

議案説明書は 5 ページ上段をご覧ください。なお、申請地説明図は 18 ページから 21 ページとなりますので、併せてご確認ください。

今回の計画変更に係る申出に至った理由でございますが、農業後継者である申出人の義父が所有する宅地に農家住宅の建設を予定するものの、建築基準法の接道要件を満たすことができないため、申出地を農家住宅の一体利用地としての進入路とするために申請に至ったものです。なお、農振計画の変更に係る農振法第 13 条第 2 項の規定に基づく、第 1 号から第 5 号までの各要件を確認済です。本事案は伊予地域の農業の振興に関する計画により目指す農業振興の方策に係る施設として認められるため、農用地区域から除外することがやむを得ないと判断されます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

●●さんの家を建てるにあたり、接道要件を満たさないことを解消するために申請に至ったものです。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。
続いて、番号2について、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番(●●委員)

申出人は、宮下 ●●さん(●●歳)、土地の所有者及び所在地は、同じく宮下 ●●(●●歳)、宮下●●、地目は田、計画変更に係る登記面積は●●㎡のうち●●㎡、分家住宅として利用するための計画変更となります。

議案説明書は5ページ下段をご覧ください。なお、申請地説明図は22ページから25ページとなりますので、併せてご確認ください。

今回の計画変更に係る申出に至った理由でございますが、農業後継者である申出人の母親が所有する土地に新居を建設するため、申請に至ったものです。なお、農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく第1号から第5号までの各要件を確認済です。本事案は伊予地域の農業の振興に関する計画により目指す農業振興の方策に係る施設として認められるため、農用地区域から除外することがやむを得ないと判断されます。

また、本日御欠席ではありますが、●●委員からは、特段の意見なしとのご報告を受けておりますので、申し添えます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

議案第115号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について、次のとおり農業委員会の決定を求める。

事務局の説明をお願いします。本日、別冊でお配りしておりますので、ご用意ください。

事務局

まず、農用地利用集積事業の申出書の取りまとめにつきまして、委員の皆様方には大変お世話になりました。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

それでは、お配りしております別冊、令和4年度第1号 農用地利用集積計画集計表をご覧下さい。この資料が、委員の皆様にご尽力いただいて、提出された利用権設定の申出書を集計したものです。

今回の利用権設定の申し出合計は、91件、237筆、275,515㎡でした。

権利種類別の内訳は、賃借権（有償の貸借）が109筆139,879㎡、使用貸借権（無償の貸借）が128筆135,636㎡となっており、使用貸借の筆数が若干多くなっていますが、使用貸借の中には経営移譲年金を貰うための親子間の貸し借りが40筆ほど含まれているため、有償と無償の貸借が半々くらいというのが現状のようです。

作物別の設定面積の内訳は、水稻が166筆192,514㎡、野菜が37筆で43,637㎡、果樹が34筆39,364㎡となっています。野菜と果樹は10年契約の割合が高く、水稻は3年・6年の割合が高くなっています。

説明は以上です。(206 筆、251,115 m²)

議長

只今、事務局から説明がございましたが、これについて、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第 115 号について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第 115 号について承認いたします。

報告第 41 号 農地法第 5 条の規定に基づく届出について

農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく届出を受理したので、次のとおり報告する。
事務局の説明をお願いします。

事務局

1 番

譲渡人は上吾川 ●●、譲受人は米湊 ●●、土地の所在地は上吾川●●、登記地目及び面積は、田で●●m² 転用目的は住宅建築で、転用面積は●●m² 所有権移転によるものです。

2 番

譲渡人は松前町 ●●、譲受人は松前町 ●●、土地の所在地は下吾川●● 登記地目及び面積は、畑で●●m² 転用目的は分譲宅地で、転用面積は●●m² 所有権移転によるものです。以上です。

議長

報告第 41 号について、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、報告事項でございますので、次に移ります。

その他事項について、事務局、お願いします。

事務局

視察研修についてご報告させていただきます。視察研修につきましては、3年間の任期中に1回、宿泊を伴う県外への先進地視察を予算化しています。本来であれば、就任初年度に実施していましたが、コロナの影響により延期をしていました。そこで、今年度の実施について、先月の役員会にて協議をした結果、なるべく早い時期ということで7月中旬、研修場所も島根方面と言うことで準備を進めることになりました。

それでは、令和4年度農業委員会視察研修（案）をご覧ください。日程は7月12日・13日を予定しています。メインとなる視察先のえ〜ひだカンパニー(株)は、予約がとれています。その他の施設については、予約はしていません。

視察先のえ〜ひだカンパニーについては、裏面に概要の分かる全国農業新聞の記事を載せています。伊予市においても、中山間直接支払制度や多面的機能支払制度、さらには集落営農組織がそれぞれに活動していますが、高齢化や過疎化などの問題を抱えて存続が困難になっている活動が多くみられます。そうした問題を解決するひとつの方法として、組織間の連携強化にとりくみ、さらには共同化・広域化を行うことで成功しているのが島根県安木市の比田地域で、その中心的役割を担っているのがこのえ〜ひだカンパニーになります。こちらを視察することにより、農業集落の活性化のヒントを探るのが目的です。

続きまして、2枚目のカラーのページは見学候補先の足立美術館のパンフレットになります。島根県安来市周辺で見学先を探してみたところ、日本一の美術館と言われるこの施設がありましたので候補地にしています。2日目の見学先については、変更可能ですので、ご要望等をいただけたらと思います。概略の説明は以上になります。

議長（会長）

只今、事務局から報告がありましたが、先般の役員会で、できるだけ早い時期に視察研修を実施するというので、この計画になったわけでございます。ゼロコロナとはならないと思いますので、現状のような落ち着いた状態が続くようであれば、この計画で実施できればと考えております。特に一日目の視察先である「え〜ひだカンパニー株式会社」の他に、皆様のご要望があれば、後日で結構ですので、事務局へご提案いただければと思います。皆様のご参加、よろしく願いいたします。

以上でございますが、皆様から他に何かあれば出していただければと思います。

従来から、教室形式で総会を開催しておりましたが、会議はお互いの顔を見ながら開催するのが進めやすく、皆様のご審議にも良いと思いますので、来月からも引き続き今日の

ような形式で開催したいと思います。よろしくお願ひいたします。
どうぞ

●●委員

会議配席形式は、会長ご提案のとおりで賛成します。
議案資料で、氏名のルビや年齢が、記載されたり、されていなかったりする場合がありますが、何か意図はございますか。

議長（会長）

事務局、回答をお願いします。

事務局

年齢について、3条関係では、委員からのご要望を受けて必ず付けています。ただし、市外の方等で年齢が分からない方は、記載ができない場合もございます。ルビについては、今回、試験的に付けております。

議長（会長）

よろしいですか。

●●委員

ルビに関しては、最近のお名前はすぐに読めない場合も増えており、戸籍の氏名にも振り仮名を付すようになるようですので、今後、ルビを付けていただければと思います。

●●委員

視察研修について質問します。資料には案と記載されておりますが、日程は確定でしょうか。

議長（会長）

一応、この案で実施をしたいと考えております。

●●委員

視察研修の費用はどのようになっておりますでしょうか。

事務局

費用は、宿泊費・移動経費は全額公費で負担します。自己負担となるものは、入館料と初日の夕食と、2日目の昼食費用は自己負担となります。ただし、参加委員には日当を別途

お支払いしますので、自己負担分に充てていただければと思います。以上です。

議長（会長）

よろしいでしょうか。できるだけ委員の皆様のご負担が少なくなるように事務局も努力しておりますので、ご理解をいただければと思います。他にございませんでしょうか。

●●委員

日当はおいくらでしょうか。

事務局

お一人あたり 2,200 円の 2 日分で、4,400 円となります。

●●委員

分かりました。

議長（会長）

他にございませんでしょうか。

無ければ以上をもちまして、令和 4 年第 23 回伊予市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第 23 回伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

（午後 2 時 15 分 閉会）

年 月 日

議 長

議事録署名人
